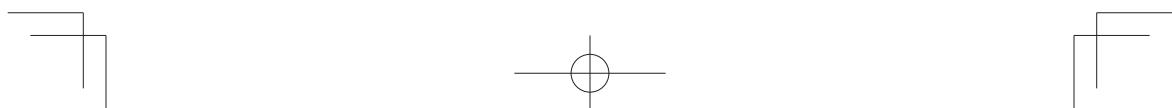
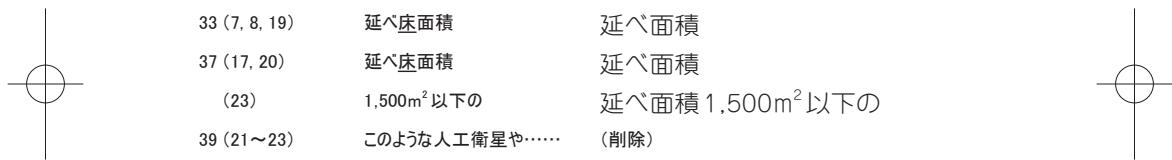


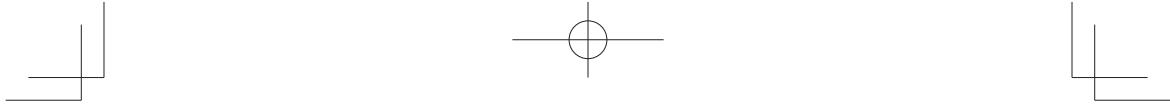
### 『木力検定④ 木造住宅を学ぶ100問』 正誤表

記載事項に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

2017.11.29 現在

問題番号等(行数)	誤	正
目次 p.6	52 芯持ち材	52 心持ち材
3 (23)	阪神淡路大震災	阪神・淡路大震災
15 (3, 13, 17)	芯持ち	心持ち
15 (10, 13)	樹芯	樹心
18 (4, 11, 図中)	延べ床面積	延べ面積
24 (14)	延べ床面積	延べ面積
29 (9)	②およそ40万円	②およそ50万円
(9)	④およそ400万円	④およそ500万円
(11)	約3,333万円	約3,233万円
(13)	約386万円	486万円余り
32 (18)	建坪率	建蔽率
(23)	延べ床面積	延べ面積
33 (7, 8, 19)	延べ床面積	延べ面積
37 (17, 20)	延べ床面積	延べ面積
(23)	1,500m <sup>2</sup> 以下の	延べ面積1,500m <sup>2</sup> 以下の
39 (21~23)	このような人工衛星や……	(削除)
42 (7)	③Q値	③U <sub>A</sub> 値
(17~26)	(次ページ参照)	
43 (6)	省エネルギー等級	耐熱等性能
(10)	通気層や防湿層を設置し、結露防止措置	ひさしや外付けブラインドを設置し、日射しを遮る措置
(19~24)	(次ページ参照)	
48 (12)	第20条第2項は、	第20条は、
(19)	述べ面積	延べ面積
52 (1, 4, 6, 13, 14)	芯持ち	心持ち
(2~4, 10~15)	樹芯	樹心
(4)	芯去り材	心去り材
56 (8)	芯割り	心割り
62 (20)	発散速度が	放散速度が遅く、その放散量が
66 (20)	樹芯	樹心
67 (10, 16, 図中)	ベタ基礎	べた基礎



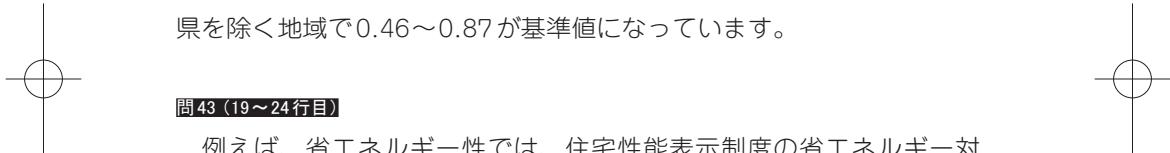


問題番号等(行数)	誤	正
84 (6, 7, 15, 図中)	ベタ基礎	べた基礎
索引(14)	延べ床面積 <u>18</u>	延べ面積 18, 32, 33, 37, 38, 41, 95

#### 問42 (17~26行目)

C値は“相当隙間面積”を示す数値で、平成11年省エネ基準では、北海道・青森県・岩手県・秋田県などのI・II地域が $2\text{cm}^2/\text{m}^2$ 、その他の地域(III~VI地域)が $5\text{cm}^2/\text{m}^2$ と規定されていました。平成25年改正後の省エネ基準では、技術の向上によりC値の規定は撤廃されています。

$U_A$ 値は外皮平均熱貫流率を示す数値で、断熱性の指標として用いられます。屋外と屋内に1度の温度差があった場合に、 $1\text{m}^2$ の外皮(熱的境界になる外壁・床・天井など)あたりに逃げる熱の量を求めた数値(単位:  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ )で、小さいほど断熱性能が高いことになります。国内の地域によっても異なりますが、平成25年改正後の省エネ基準では、沖縄県を除く地域で0.46~0.87が基準値になっています。



#### 問43 (19~24行目)

例えば、省エネルギー性では、住宅性能表示制度の省エネルギー対策等級4(最高等級)に適合することが必要で、平成25年省エネ基準では日本を8つの区域に分けた地域区分に対し要求性能が定められています。ちなみに6地域(東京23区など)では外皮平均熱還流率 $U_A$ 値(問42参照)が0.87( $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ )以下、冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_A$ 値)が2.8以下で断熱等性能等級4が与えられます。ひさしや外付けブラインドの設置により冷房期に太陽光を遮る方法が有効です。また、建物全体の一次エネルギー消費量が基準以下であれば一次エネルギー消費量等級4が与えられます。

